

都区財政調整主要五課題の解決に関する意見書（案）

杉並区議会は、平成十二年の都区制度改革の際に東京都と特別区の間で確認した都区財政調整主要五課題の早期解決に向けて、都と特別区長会の交渉を、重大な関心を持って見守ってきた。

しかし、本年七月の都区財政調整協議会で確認された都区検討会の結果は、全ての課題について都と区の前向きな合意点が見出せず、大きな乖離のある都区双方の見解を併記するにとどまった。このような結果を招いた最大の原因は、都が、五課題の趣旨に即した解決をことごとく否定するかのような姿勢に終始したことにある。特に、大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方について、都は、本来、府県財源で行うべき政令指定都市の事務をも調整三税等の大都市財源を使用できるといふ現行法制度を逸脱する考え方を示した。

特別区は、首都東京を構成する基礎自治体として、全国唯一の都区制度の下、互いに連携協調し、都と協力しながら大都市行政を担ってきた。今回の協議における都の対応は、これまで築き上げてきた特別区と都の信頼関係を踏みにじるものであり、誠に遺憾である。主要五課題の解決において、特別区が目指すものは、都区制度改革により法制度上確立した都区の役割分担原則に則った都区関係を実現し、住民に対する行政責任の明確化を図ることである。残された協議時間は、わずかである。

よって、本区議会は、主要五課題の全面的な解決を目指し、東京都に対し、以下の項目

の実現を強く求めるものである。

- 一、政令指定都市が行う事務等法令上明確な府県事務の取下げをはじめ、法に定める原則に則った都が行う大都市事務の整理
- 一、清掃関連経費の財源として都に残した七百四十五億円の特別区への移転
- 一、間近に迫る小中学校改築需要急増に現実的に対応できる財源の確保
- 一、都区の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の配分
- 一、三位一体改革の影響等も含めた都区財政調整配分割合の拡充
- 一、法の原則に沿った都区制度の運用の構築

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十七年九月二十日

杉並区議会議長名

東京都知事あて